

特定施設入居者生活介護事業所・介護予防特定施設入居者生活介護事業所

呉清光園(一般型) 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	特定施設入居者生活介護事業所呉清光園(一般型)(養護老人ホーム呉清光園)
指定番号	3470502349
所在地	広島県呉市警固屋1丁目17番15号
管理者の氏名	施設長 多川 隆郎 (養護老人ホーム呉清光園を兼務)
電話番号	0823-28-0901
FAX番号	0823-28-0925

(2) 事業所の従業者体制

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

○管理者 1人(常勤兼務)

事業所の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

○生活相談員 1人(常勤)

利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

○看護職員 2人以上(常勤、常勤兼務、非常勤)

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

○介護職員 12人以上(常勤、常勤兼務、非常勤)

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

○機能訓練指導員 1人以上(常勤兼務、非常勤)

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

○計画作成担当者 1人(常勤兼務)

利用者の状況を踏まえて、特定施設サービス計画(介護予防も含む)の作成等を行います。

(3) 設備の概要

定員 35名

○介護居室

利用者の居室は、原則個室(定員1名)とし、ベッド・枕元灯等を備品として備えています。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員2名とすることができます。

○一時介護室

介護を行うために適当な広さを確保します。

○食堂

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室

浴室には利用者が使用しやすいように一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けます。

○便所

居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えます。

○機能訓練室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

①入浴

入浴又は清拭を週2回行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他自立への支援

契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

シーツの交換は月1回実施します。

(2) その他のサービス（介護保険給付対象外のサービス）

①理美容

必要に応じて、理容師、美容師の出張による理髪、美容サービス（カット・パーマ等）をご利用いただけます。（※要した費用は実費をいただきます。）

②日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で自己負担していただくことが適当であるものにかかる費用。

③利用者の希望により提供される日常生活上の便宜に要する費用

④売店

週1回嗜好品の販売を行っております。（※要した費用は実費をいただきます。）

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

(1) 基本料金（1日当たり）

介護区分	利用料	自己負担額（負担1割）
要支援1	1, 830円（183単位）	183円
要支援2	3, 130円（313単位）	313円
要介護1	5, 420円（542単位）	542円
要介護2	6, 090円（609単位）	609円
要介護3	6, 790円（679単位）	679円
要介護4	7, 440円（744単位）	744円
要介護5	8, 130円（813単位）	813円

(2) 加算料金等について

- ア 協力医療機関連携加算 100単位/月（100円）
利用者ごとに健康の状況、病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合に算定します。
- イ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位/日（6円）
介護職員が3年以上の勤務年数のあるものが30%以上配置されている場合に算定します。
- ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 基本サービス費12.2%
介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等の取り組みを実施する事業所に認められる加算であり、区分支給限度基準額の対象外となります。
- エ 夜間看護体制加算（Ⅱ） 9単位/日（9円）令和6年7月より算定
医療機関と24時間連絡できる体制を確保できる場合に算定します。

(3) 利用料金の支払い方法について

- ①窓口での現金支払い
- ②施設保管依頼中の預金通帳からの支払い

5. サービス利用契約の終了について

契約期間満了の7日前までに入居者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様になります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、施設との契約は終了します。

- ①利用者が死亡された場合。
- ②要介護認定等により利用者の心身の状況が自立と判断された場合。

- ③事業所が解散した場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④施設が介護保険の指定を取り消された場合、または事業所を廃止した場合。
- ⑤施設の滅失や重大な破損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑥利用者から中途解約、または契約解除の申し出があった場合。
- ⑦事業所から契約解除を申し出た場合。

- (1) 利用者からの中途解約・契約の全部または一部を解約することができます。
- (2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ③利用者が故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれ、あるいは利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど本契約を継続しがたい事情が生じた場合。

6. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 施設・整備の利用上の注意義務等

- ①施設、設備、敷地はその本来の用途に従って利用してください。
- ②利用者はサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従業者が利用者の居室内立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。
- ③故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、整備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、利用者により自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- (2) 施設内禁止行為

- ①喧嘩、口論、泥酔、薬物乱用等、他人に迷惑をかけること。
- ②政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己利益のために他人の自由を侵害し、迷惑を及ぼすこと。
- ③決められた場所以外での喫煙。
- ④指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- ⑥故意または無断で設備もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外へ持ち出すこと。
- ⑦事業所内における金銭及び食物等のやりとりを行うこと。
- ⑧従業者に対する贈物や飲食のもてなしをすること。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して執った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 身体拘束の廃止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：國貞 由紀子（計画作成担当者）

受付時間：月～金曜日 8時30分～17時10分

ご利用方法 電話 0823-28-0901

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○呉市介護保険課 電話 0823-25-2626

○広島県国民健康保険団体連合会 電話 082-554-0783

○広島県福祉サービス運営適正委員会 電話 082-254-3419

※苦情処理第三者委員

氏名 中村 昭明（呉同済義会監事） 住所 呉市阿賀中央6丁目8-5-601

氏名 工田 隆 （呉同済義会監事） 住所 呉市中央5丁目10-27

氏名 武内 盟子（呉同済義会監事） 住所 呉市和庄2丁目16-8

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

14. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 佐々木内科・呼吸器科クリニック

・住所 広島県呉市本町4番1号

・電話番号 0823-21-7373

・協力医療機関

・名称 水野デンタルクリニック

・住所 広島県呉市宮原7丁目2番13号

・電話番号 0823-21-0587

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

15. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定特定施設入居者生活介護サービスの開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 広島県呉市警固屋1丁目17番15号
事業所名 特定施設入居者生活介護事業所（一般型）呉清光園（養護老人ホーム呉清光園）
（指定番号3470502349）

管理者名 施設長 多川 隆郎 ㊞

説明者 計画作成担当者 國貞 由紀子 ㊞

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定特定施設入居者生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

入所者氏名 ㊞

<身元引受人>

住所

氏名 ㊞

契約者との続柄

<署名代行者>

私は、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住所

氏名 ㊞

続柄 利用者の（ ）